

明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）の概要

1 はじめに

産業界からの工場緑地面積率の緩和に関する要望等がある一方で、面積率の緩和は市民生活等に影響を及ぼすことを踏まえ、「SDGs 未来安心都市」を目指す明石市としては、SDGs の経済・環境・社会の三側面による総合的かつ十分な検討が必要であることから「明石市工場緑地のあり方検討会」を設置しました。

検討会では、本市の実情や他都市の状況、国の動向に加え、専門家からの助言や、市民意見募集を通じた市民との情報共有や意見聴取を図るなど、三側面からの多角的かつ長期的な視点を持って、市民目線による丁寧な議論が行われました。

このたび、工場緑地のあり方として、地域産業の活性化と市民生活環境の向上というSDGsに関する重要なテーマについて、特定工場を設置する者と地域、そして市がともに課題に向き合い、相互理解を深め、将来を見据えて取り組んでいく、まさに「SDGs 未来安心都市・明石」にふさわしい、三方よしの「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」の導入を図り、工場緑地面積率等を緩和することとする答申を検討会から受けています。

ついでには、検討会からの答申を最大限尊重した「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」を制定するため、市民からの意見を募集します。

2 工場立地法

(1) 目的

工場立地が、環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

(2) 対象工場（特定工場）

敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積の合計 3,000 m²以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者

（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く）

(3) 主な規制内容（緑地面積率等の基準）

高度経済成長期における公害問題の深刻化を背景に、昭和 48 年、工場立地法において、周辺の生活環境との調和を保つため、工場の緑地面積率等の基準が定められ、工場敷地内に緑地等を確保することが義務づけられました。

法は、工場を営む企業の社会的責任として、周辺住民の生活環境に及ぼす影

響に配慮するため、ミティゲーション（工場の操業に伴う環境への影響を軽減する行為）を主な目的として多面的な機能を有する緑地等の整備を規定し、特定工場は進んで工場緑化等を行い、積極的に環境づくりに貢献することが求められています。

【法基準】

区域	緑地面積率	環境施設面積率
全域	20%以上	25%以上

(4) 平成9年の法改正

環境汚染防止技術の向上などにより、平成9年に法改正がなされ、地域の実情に応じて、市が独自で条例を制定することで、基準の緩和を行うことができるようになりました。

【市が独自で指定できる基準の下限】

区域	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上
準工業地域	10%以上	15%以上

3 本市の特定工場（「明石市工場緑地のあり方検討会資料概要」P7～8参照）

本市には、特定工場が44工場あり、市街地に22工場（うち18工場は既存不適格工場）、南二見人工島に22工場立地しています。

4 近隣自治体における緑地面積率の緩和状況（「明石市工場緑地のあり方検討会資料概要」P33参照）

緩和しているのは、兵庫県内41市町中18市町で緩和しています。

5 条例(素案)策定の背景

(1) 産業界からの緩和の要望

産業界からは、敷地に余裕がない特定工場においては老朽化による建替えや生産性・競争力向上のための設備投資が難しく、労働環境の改善や雇用の維持確保、市外転出防止などの観点から、明石市に対して緑地面積率等の緩和を求める要望がありました。

また、令和2年12月には、明石商工会議所から市議会に対して、緑地面積率等の緩和に関する請願が提出され、賛成多数により可決、採択されています。

(2) 明石市工場緑地のあり方検討会の設置

工場の緑地面積率等の緩和は市民生活に影響を及ぼすため、市民の十分な理解が必要であることから、学識経験者をはじめ経済団体、環境団体、市民・地域代表によって構成される明石市工場緑地のあり方検討会を設置しました。

明石市のSDGsの理念に基づくまちづくりの考え方を踏まえ、経済・環境・社会の三側面による総合的な検討が行われ、工場立地法等に関連する制度をはじめ

め、他都市における緑地面積率等の状況や緩和に伴う代替措置、事業所税等の市税の概要、企業等の地域貢献の取組状況など、多種多様な資料に基づき、多角的な見地から考察を行うとともに、市民意見募集の実施や緑地の専門家からの助言を得るなど、より幅広くより深い視点を持って十分かつ丁寧に議論されました。

6 条例（素案）における基本的な考え方

(1) 「SDGs未来安心都市・明石」のまちづくりとの整合性

明石市は、SDGsの理念である「持続可能」、「誰一人取り残さない」、「パートナーシップ」に基づき、「SDGs未来安心都市・明石」を掲げ、「いつまでもすべての人に やさしいまちを みんなで」をキーワードにまちづくりを推進しており、令和2年7月には内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。

このまちづくりの推進に当たっては、経済・環境・社会の三側面からの統合的な取組による相乗効果を生み出し、暮らしの質と安心、まちの魅力を高めることで、まちの好循環の維持・拡大を図り、持続可能な発展につなげていくこととしています。このまちづくりの基本理念については、明石市の最上位計画である総合計画における基本構想にも盛り込まれる予定となっています。

については、本条例素案についても、基本的な考え方として、明石市が進めるまちづくりの基本理念・方針との整合性を図ります。

(2) 緩和の有無と対象エリアの考え方

特定工場が抱える課題対応の必要性を十分に認識した上で、課題解決の方法として、緑地面積率等を緩和します。

一方で、緩和に伴う市民生活への影響を鑑み、工場と周辺環境との調和や緑地の持つ多面的な機能を踏まえ、環境への配慮と地域の理解が必要であることから、緩和に当たっては条件を付すこととします。

なお、緩和の対象エリアについては、産業団地である南二見人工島に加え、市街地に立地する特定工場は、既存不適格工場が多く、老朽化等による課題も差し迫っており、また、外観上も古びた工場の建替え等が促進されることは、周辺地域における居住環境の改善などにつながることから、市内全域を対象とします。

(3) ネット・ポジティブ・インパクトの考え方の導入

ネット・ポジティブ・インパクトとは、生態系保全に関する考え方であり、「開発によって生じるマイナスの影響に対して、回避や低減化という対応を行った上で、それを上回る代償を講じ、全体の影響をプラスにする」というものです。

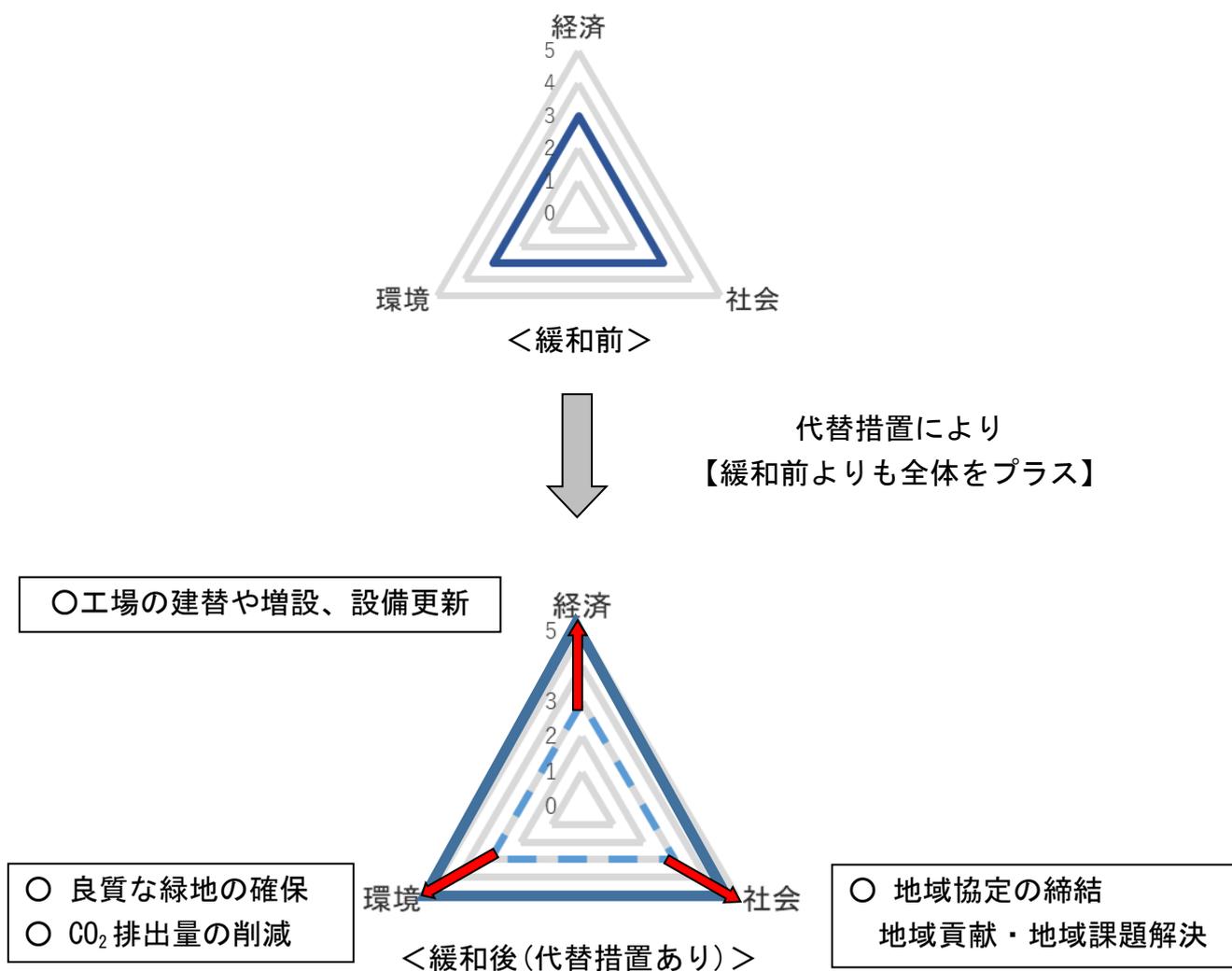
緩和に伴い条件を付すに当たっては、まちづくりの基本理念・方針に加え、市民意見募集の結果示された工場緑地が持つ機能への期待等を踏まえ、緑地面積率等を緩和する場合の考え方として、このネット・ポジティブ・インパクトの考え方を導入することとします。

(4) 「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」の創設

工場緑地のあり方として、SDGsの経済・環境・社会の三側面に統合的に取り組むことで相乗効果を生み出し、三方よしの制度とすることで、緑地面積率の緩和前よりも緩和後における全体の影響がプラスとなる明石市独自の「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」を創設します。

なお、本制度は、明石のまちの将来を見据えた持続可能な発展を目指すため、企業、地域、市が一体となって取組を進めることを基本としています。

【明石市版ネット・ポジティブ・インパクトがもたらす効果】



7 条例素案の概要

(1) 目的（第1条関係）

市、特定工場及び地域住民が特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を行うことにより、本市の地域産業の活性化、地域における生活環境等との調和及びパートナーシップのまちづくりを推進することを目指します。

(2) 指定する緑地面積率等（第3条関係）

① 市街地

明石市は、市域が狭く人口密度が高いという特徴があり、市街地に立地するいずれの特定工場も市民の居住区域と隣接しています。同等以上の人口密度を有する他都市の緩和状況や緑地等の持つミティゲーションとしての機能を踏まえ、工業専用地域、工業地域、準工業地域のいずれの用途地域においても区分を設けることなく、緑地面積率を10%以上、環境施設面積率を15%以上に指定します。

② 南二見人工島

南二見人工島は、明石市の産業振興に寄与するエリアとして造成された産業団地であり居住区域と明確に区別されているため、緩和による生活環境への影響は少なく、また、隣接する播磨町が緑地面積率等を1%まで緩和している状況を踏まえ、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上に指定します。

【本市が指定する面積率一覧表】

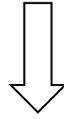
用途地域	面積率	
工業専用地域 工業地域 準工業地域	緑地面積率	(人工島) 5%以上 (市街地) 10%以上
	環境施設面積率	(人工島) 10%以上 (市街地) 15%以上

(3) 「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」（第6条関係）

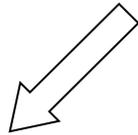
「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト」制度は、緑地面積率等の緩和により、経済面では特定工場が敷地を利活用することによって、労働環境の改善や雇用の維持確保、地域経済の活性化等が図られるとともに、環境面では良質な緑地の形成やCO2排出量の削減などに取り組むことで、緑の機能や環境への正の効果（環境効果）を高めます。加えて、社会面では企業と地域・市が一体となって地域の課題解決に取り組むことで、地域の個性を活かしたまちづくりを推進することで、緩和前と比べてより良いものとなるよう定めています。

については、緩和の適用を受けようとする特定工場には、本制度に基づいた取組を求め、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議の評価及び助言を受けた取組か市が行う緑化等に対する寄附を選択することとします。

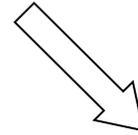
工場緑地面積率の緩和（市内全域を対象）



緩和される前よりも全体的により良い環境（経済・環境・社会）にしていく



明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議



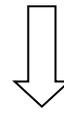
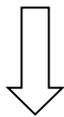
または

緑地整備や緑化推進に対する寄附

※緩和に向けた取組内容について必要な助言や提案、
検証等を行うための第三者機関

- 良質な緑地の形成
- CO₂ 排出量削減の取組
- 地域貢献の取組

- 基金への積立
・企業の実質的な負担額を勘案し、市も
応分の額を積み立てる。



地域協定の締結（パートナーシップ協定）

- 協定の締結者（3者協定）
特定工場、小学校区まちづくり協議会、明石市
- 内容
目的、行動計画書及び報告書の作成、説明会の実施、履行の確認

(4) 明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議（第7条関係）

明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの達成に向けて、企業は良質な緑地の形成やCO₂排出量の削減、地域貢献活動に取り組むこととしますが、企業の取組を支援するため、緑地面積率の緩和後における地域環境等について、緩和する以前よりも向上しているか総合的に評価するとともに、専門的な立場で必要な助言や提案を行うための第三者機関として、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議（以下、「アドバイザリー会議」という。）を設置します。

アドバイザリー会議は、企業の取組について市へ意見を述べ、市は企業に対して意見に基づいた取組を求めます。

(5) 緑地整備や緑化推進に対する寄附（第6条関係）

個々の特定工場の状況等により、緩和する緑地の持つ機能と同等以上の機能を自社で形成することができない場合、市が代わりに緑地の整備や緑化の推進を行うことで、地域環境の保全に取り組むこととし、その費用の一部を基金に寄附することとします

なお、市は、緑の基本計画で定めている緑の確保や質的な緑地の形成を企業と一体となって取り組むため、企業が実質的に負担する金額に応じて、市も応分の負担を行い、基金に組み入れることを予定しています。

(6) 地域協定の締結（パートナーシップ協定）（第8条関係）

緑地面積率等の緩和は地域の理解が不可能であることに加え、特定工場と地域の共存を目指し、パートナーシップによるまちづくりを推進する観点から、地域の実情等を踏まえた良質な緑地の形成や地域貢献・地域課題の解決に資する取組などについて、特定工場とその立地する地域の住民及び市は協定を締結することとします。

また、協定の締結者は、協定の締結に向けて、これまでのコミュニティのまちづくりに係るノウハウを活かして、相互に連携し、調整を図ることとします。

(7) 情報の提供及び表彰（第9条関係）

市は、企業が協定に基づいて行う緑化等の取組について市民へ情報提供するとともに、当該緑化等の取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰することとします。

(8) 条例の見直し（附則第2項関係）

本条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこととしています。

8 用語の定義

緑地	樹木が生育する区画された土地等 (樹木、芝、花壇、屋上緑化など)
環境施設	緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの (緑地、噴水、屋外運動場、広場、太陽光発電施設など)
緑地面積率	工場の敷地面積に対する緑地の面積の割合
環境施設面積率	工場の敷地面積に対する環境施設の面積の割合
既存不適格工場	工場立地法施行前から立地している工場